

作成日:2024 年 7 月 1 日

改正派遣法に基づくマージン率の公開

「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といえます)を公開することが義務付けられました。(法第 23 条第 5 項)

派遣労働者の数	8 人
派遣先の数	6 社
教育訓練に関する事項	ビジネスマナー メンタルヘルス 技術研修 (デザイン力の向上研修)
労働者派遣に関する 料金額の平均額	23,316円(1 日 8 時間当り換算)
派遣労働者の賃金額 の平均額	14,640円(1 日 8 時間当り換算)
マージン率	37.21% 【マージン率】 = (派遣料金 - 派遣賃金) ÷ 派遣料金
労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の労使協定の締結の有無	あり
上記労使協定の有効期間	2024 年 3 月 31 日
その他	マージン率には以下が含まれます。 ・社会保険料(雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険) ・福利厚生費(有給休暇、健康診断等) ・教育研修費(資格取得費用、講習受講費用等) ・事業運営費、営業利益

株式会社 MUGENUP
東京都新宿区新小川町 4-1 KDX 飯田橋スクエア 3F